

「成長期の生徒を守るため・教員の働き方を変えるため」の部活動等の在り方改善

県立豊見城南高等学校

学校の設置者は、平成30年12月県教育委員会「設置する学校に係る運動部活動の方針(通達)」等に則り、毎年度、「学校の運動・文化部活動に係る活動方針」を今年度以内に策定し、平成31年4月より公表することとなりました。

◎運動・文化部顧問が行うこととは

- 1 年間活動計画の周知(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)
- 2 毎月の活動計画及び活動実績の周知(活動日時における練習メニュー、場所、安全な活動留意点、休養日及び大会参加日程)

◎校長が行うこととは

活動方針及び上記活動計画を学校ホームページへの掲載等により公表する

<適切な部活動を運営するための活動方針>

合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

適切な指導の実施とは

生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要である。過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する必要がある。生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

適切な休養日等の設定について

高校期の部活動においても、ジュニア期延長を踏まえ、心身の育成を示した県教育委員会からの「方針」を原則として適用しますが、本校の実態は多様な活動が行われ、競技種目によって様々な活動形態等が考えられます。また、本県強化指定校として、さらに、保護者、県民の期待等も踏まえながら、保護者、関係機関との連携を行い部活動の適切な運営体制整備に向け取り組みます。

【本校内規における部活動に関する規定】

第78条 部活動の活動時間は19時30分までとし、20時までには下校すること。顧問教師は保護者との連携を図り下校時の安全面に関して十分な配慮を行うこと。

スポーツ庁及び県教育委員会の「運動部活動等の在り方に関する方針」を受け職員会議による協議事項

休養日：平日少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

活動時間：1日の活動時間は、長くとも平日で^{※1}2時間程度、週末や休業日は^{※2}3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動の工夫を行う。長時間にわたる場合は適時休憩をとる。

原則活動日 ○＝活動日 △＝保護者及び学校長承諾許可活動日 休＝休日

		平日					週末	
		月	火	水	木	金	土	日
休養日	休	○	△	○	○	○	△	休
活動時間	0	2:30	0～2:30	2:30	2:30	2:30	0～4:00	0

※毎週水曜日ノーマルデー

※毎月第3日曜日家庭の日

※1,2 1日の活動時間は小中学校に準じたもの ※休養日等の変更の際は保護者の承諾を得る